

令和 7 年度 第 2 回

飯塚市国民健康保険事業の運営 に関する協議会

資料

- (1) 国民健康保険税の改正について(資料 1-1)
- (2) 令和 5 年度答申書(資料 1-2)
- (3) 国民健康保険税率の推移(資料 1-3)
- (4) 国民健康保険税税率改定に関する収支判定資料(資料 2-1)
- (5) 令和 6 年度国民健康保険特別会計決算(資料 2-2)
- (6) 飯塚市国民健康保険の運営状況、運営の見通し及び今後のスケジュール
について(資料 3-1)
- (7) 国民健康保険税税率改定に関する収支見込み資料(決算見込)(資料 3-2)
- (8) 国民健康保険税税率改定に関する収支見込み資料(収支見込)(資料 3-3)
- (9) 国民健康保険事業費納付金(推計)(資料 3-4)
- (10) 被保険者数及び世帯数の推計、国民健康保険税の推移(資料 3-5)
- (11) 赤字解消のための保険税の試算(資料 3-6)
- (12) 令和 7 年度スケジュール(案)について(資料 4)
- (13) 子ども子育て支援制度導入に伴う進捗について(資料 5)

日時: 令和 7 年 12 月 4 日(木)13:30~
場所: 飯塚市役所 2 階 多目的ホール

資料 1-1

国民健康保険税の改正について

○これまでの経緯

平成 30 年度から国民健康保険制度改革が行われ、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うこととなった。

この様な中、県から示された国民健康保険事業費納付金の額及び標準保険料率を参考に、平成 29 年度の飯塚市国民健康保険事業の運営に関する協議会においてご審議いただき、平成 30 年度から令和元年度の保険税率を決定した。

令和 2 年度以降については、令和元年度の飯塚市国民健康保険事業の運営に関する協議会において令和 2 年度から令和 3 年度の保険税率を、令和 3 年度の飯塚市国民健康保険事業の運営に関する協議会において令和 4 年度から令和 5 年度の保険税率を、令和 5 年度の飯塚市国民健康保険事業の運営に関する協議会において令和 6 年度から令和 7 年度の保険税率を、それぞれ決定した。

保険税率の検討にあたって、答申書に盛り込まれた基本方針は次のとおり。

- 1) 国民健康保険税の算定（賦課）方式については、現行の「3 方式（所得割・均等割・平等割）」を維持することとし、市民生活（国保加入者）へ与える不安や影響を踏まえ、県が提示する標準保険料率を参考に毎年税率を改正することはせずに、令和 6 年度から令和 7 年度の 2 年間は特別な事情がない限り据え置くこと。
- 2) 特別な事情が認められた場合については、県が算定する標準保険料率（3 方式）を参考に、国民健康保険事業費納付金の納付や国民健康保険事業の運営に支障のない税率を改めて検討することとし、その際は、被保険者の急激な負担増を招くことのないよう十分配慮すること。

○検討にあたって継続する基本方針

令和 8 年度以降の税率についても、令和 5 年度の協議会答申に基づき、引き続き下記の方針により検討を行うこととした。

- 1) 国民健康保険税の算定（賦課）方式については、引き続き「3 方式（所得割・均等割・平等割）」とし、国民健康保険事業費納付金の納付や国民健康保険事業の運営に支障のない税率とする。
- 2) 市民生活（国保加入者）へ与える不安や影響を踏まえ、国民健康保険税率は、特別な事情がない限り、2 年間は据え置くことを基本とする。

令和6年2月9日

飯塚市長 武井政一様

飯塚市国民健康保険事業の運営に関する協議会

会長 吉田健一



答申書

令和5年8月21日付、5飯環医第583号で諮問のあった飯塚市国民健康保険税率の改正に関することについて、下記のとおり答申します。

記

1 審議の結果

国民健康保険税率については、次のとおり取り扱うことが適当であると判断します。

(1) 国民健康保険税率について

国民健康保険税の算定（賦課）方式については、現行の「3方式（所得割・均等割・平等割）」を維持することとし、国民健康保険税率については、特別な事情がない限り、2年間は現行のまま据え置くこととする。

なお、特別な事情が認められた場合については、県が算定する標準保険料率（3方式）を参考に、国民健康保険事業費納付金の納付や国民健康保険事業の運営に支障のない税率を改めて検討することとし、その際は、被保険者の急激な負担増を招くことのないよう十分配慮すること。

(2) 国民健康保険税率を据え置く期間等について

前述の、「現行の国民健康保険税率を据え置く期間」とは、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間とする。

また、「現行の国民健康保険税率」とは、令和5年度の飯塚市国民健康保険税率とする。

2 審議の経過

本協議会は令和5年8月21日を初回とし、全3回の会議を開催し、慎重に審議しました。その概要は次のとおりです。

(1) 協議会の開催状況

回	開催月日	開催場所	審議の内容
1	8月21日	飯塚市役所	(1)会長・副会長の選出について (2)令和4年度国民健康保険特別会計決算見込みについて (3)令和5年度国民健康保険特別会計当初予算について (4)今年度のスケジュールについて (5)令和4年度特定健康診査等の実績見込みについて
2	11月30日	飯塚市役所	(1)国民健康保険税の改正について (2)飯塚市国民健康保険の運営状況(令和4年度及び5年度)、運営の見通し(令和6年度及び7年度)及び今後のスケジュールについて (3)第3期飯塚市保健事業実施計画(第3期データヘルス計画)及び第4期特定健康診査等実施計画について
3	1月25日	飯塚市役所	(1)令和5年度国民健康保険特別会計決算見込について (2)国民健康保険税の改正について (3)令和5年度特定健康診査等の実績見込について (4)第3期飯塚市保健事業実施計画(第3期データヘルス計画)及び第4期特定健康診査等実施計画について

(2) 答申にあたっての付帯意見

① 令和4年度及び令和5年度の運営状況について

前回の飯塚市国民健康保険税の税率改正は平成30年度に行われていますが、このことについては、改正年度の前年度となる平成29年度に飯塚市長から当協議会へ諮問を受け、平成29年12月22日付けで答申を行っています。

その際、当協議会では、答申の中に「国民健康保険税率は、特別な事情がない限り、2年間は据え置くことを基本とすること。」との付帯事項を付しており、結果、飯塚市国民健康保険税の税率は、平成30年度の改正以後6年目を迎える令和5年度まで据え置かれています。

そこで、前回の飯塚市国民健康保険税の税率据え置き以後となる、令和4年度から令和5年度までの2年間を通じた飯塚市国民健康保険事業の運営状況について確認を行いました。

令和4年度の飯塚市国民健康保険特別会計における単年度の収支決算については1億861万6千円の赤字となっており、令和5年度における単年度の収支決算は1億2,052万8千円の赤字が見込まれ、2年間を通じた本特別会計の収支は2億2,914万4千円の赤字の見込みとなっています。

なお、令和3年度の当協議会において報告された令和4年度及び5年度の飯塚市国民健康保険特別会計の収支の見込は、2年間で2億6,546万円の赤字となっており、令和3年度当時の見込額から3,631万6千円の収支改善となっていました。

す。

令和 4 年度及び 5 年度の 2 年間を通じた収支見込額の差異については、国民健康保険事業の財政運営上の責任主体となる都道府県により決定される国民健康保険事業費納付金が、令和 3 年度当時の見込みほど大きな伸びを見せなかつたことが主な要因です。

令和 4 年度の決算時における国民健康保険給付費等準備基金の残高については、9 億 3,606 万 9 千円となっています。

②飯塚市国民健康保険税の税率改正に係る基本的な考え方について

飯塚市国民健康保険税の算定方式については、引き続き「3 方式(所得割・均等割・平等割)」とすることが望ましいと判断します。

また、国民健康保険事業の財政運営上の責任主体となる都道府県は、都道府県全体の保険給付費や国費、県費等の公費等を見込んだうえで、毎年、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金の額や市町村標準保険料率を算定し、通知することとなっています。

県から提示される国民健康保険事業費納付金ならびに市町村標準保険料率に基づき、市が毎年国民健康保険税の税率を改正することとなれば、市民生活（保険加入者）へ与える不安や影響は大きく、国民健康保険税が保険加入者世帯の生計費に占める割合が決して低くはない現状下においては、理解が得られにくいものと思慮します。

よって、国民健康保険税は、特別な事情がない限り改正以後の 2 年間は税率を据え置くことが適当と判断します。

③令和 6 年度国民健康保険事業費納付金等の確定通知に基づく飯塚市国民健康保険事業の運営の見通しならびに令和 6 年度以降の税率改正について

令和 6 年 1 月 5 日付で福岡県から令和 6 年度国民健康保険事業費納付金本算定額が通知されましたが、令和 5 年度の納付金との比較については、以下の比較表①のとおりとなっています。

併せて福岡県から通知のあった市町村標準保険料率と現行の国民健康保険税率との比較については、以下の比較表②のとおりとなっています。

本協議会においては、この令和 6 年度国民健康保険事業費納付金の本算定額に基づき、令和 6 年度の事業運営の見通しを立てるとともに、令和 7 年度の国民健康保険事業費納付金を推計し、令和 6 年度の事業運営の見通しを立て、その試算に基づく運営資金の過不足をもとに税率改正の要否を精査することとしました。

なお、精査にあたって、各年度の保険税収入については、現行の税率にて試算を行っています。

試算を行ったところ、令和 6 年度の本市の国民健康保険特別会計においては、単年度収支で 1 億 132 万円の赤字が見込まれ、同 7 年度の特別会計においても、

1億6,789万円の赤字となる見込となりました。

しかしながら、令和5年度を含む過去2年間を通じた本特別会計の収支は6,168万8千円の黒字(決算剰余金)の見込みとなっており、実質的な財源の不足額は、決算剰余金と上述の財源不足額の合計2億6,921万円との差額2億752万2千円となり、この財源不足額については、国民健康保険給付費等準備基金から補てんすることで保険事業の運営は充分保持することが可能となります。

なお、国民健康保険給付費等準備基金の残高については、国等からの適当な基準等は示されておりません。

本来、特別会計の収支上、財源の不足が生じる際には、保険税収入等による歳入の増額を図り、財源の不足を補うことで歳入、歳出の均衡を保つ必要がありますが、その検討の際には保険加入者への負担増を最小限に留めることも併せて検討する必要があります。

また、今後の団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行することで、被保険者の大幅な減少が見込めます。このことにより、税収、医療費の減少、納付金への影響など先の見通しが不透明な状況が数年は続くものと想定されます。

このことを踏まえ、当協議会では検討を重ね、令和6年度及び7年度における本市の国民健康保険事業の運営資金の不足については、国民健康保険給付費等準備基金の一部を取り崩し、財源を補うことで歳入、歳出の均衡を図り、この間の税率の改正については行わないこととする旨の結論に至りました。

④ 財政健全化に向けた取組について

しかしながら、全国的にみても、国民健康保険事業の運営においては、保険加入者の減少に伴う保険税収入の減少や保険加入者の高齢化、医療技術の高度化に伴う医療費の増加など今後の国民健康保険事業の財政基盤を不安定化させる要素が山積しています。

保健事業の運営には、厳しい環境下ではありますが、保険税の口座振替の推進や徴収事務を励行することで、一層収納率の向上に努め、医療費の適正化対策においては、ジェネリック医薬品の普及啓発や第三者行為求償事案の申告の普及はもとより、特定健康診査・特定保健指導をはじめ糖尿病性腎症等の重症化予防対策など将来的な医療費抑制策につなげる事業にも積極的に取り組むこと、未納対策にも取り組むこと、国県への財源確保に向けた要望活動を今後も継続することで飯塚市国民健康保険事業の健全な運営に尽力していただくよう強く要望します。

比較表①

国民健康保険事業費納付金の推移

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
納付金計(千円) (退職分を含む)	3,354,814	3,350,287	3,244,718	3,349,198

※令和 6 年度より退職分の算定なし。

※令和 7 年度については、推計。

比較表②

県が示す市町村標準保険料率（令和 6 年度）と現行の飯塚市国民健康保険税率との比較

	所得割率 (%) ※ () は本市の現行税率	均等割額 (円) ※ () は本市の現行額	平等割額 (円) ※ () は本市の現行額
医療分	7.16 (6.80)	26,531 (21,000)	26,551 (23,000)
後期支援金分	2.99 (2.80)	10,856 (8,100)	10,864 (8,800)
介護納付金分	2.40 (2.60)	10,887 (9,100)	8,367 (6,700)

3 飯塚市国民健康保険事業の運営に関する協議会委員

会長	吉田 健一
副会長	上瀧 清子
委員	鬼丸 太
委員	白土 忠喜
委員	上田 明子
委員	新開 剛
委員	西園 久徳
委員	肘井 孝之
委員	田中 敏治
委員	藤浦 大介
委員	光根 正宣
委員	八尋 美希
委員	山本 敏

資料1-3

国民健康保険税率の推移

		平成29年度	標準保険料率 (平成30年度)	平成30年度	令和元年度	標準保険料率 (令和2年度)	令和2年度	令和3年度	標準保険料率 (令和4年度)	令和4年度	令和5年度	標準保険料率 (令和6年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (仮算定)	増減
基礎課税分	所得割率 (%)	8.8%	5.97%	6.8%	6.8%	7.87%	6.8%	6.8%	6.83%	6.8%	6.8%	7.16%	6.8%	6.8%	7.45%	0.65%
	資産割率 (%)	6.0%														
	均等割額 (円)	23,200	20,960	21,000	21,000	25,155	21,000	21,000	24,804	21,000	21,000	26,531	21,000	21,000	28,709	7,709
	平等割額 (円)	28,500	22,950	23,000	23,000	27,181	23,000	23,000	25,251	23,000	23,000	26,551	23,000	23,000	28,379	5,379
後期高齢者支援金分	所得割率 (%)	3.10%	2.29%	2.80%	2.80%	2.73%	2.80%	2.80%	2.49%	2.80%	2.80%	2.99%	2.80%	2.80%	2.86%	0.06%
	資産割率 (%)	4.00%														
	均等割額 (円)	7,800	8,016	8,100	8,100	8,174	8,100	8,100	8,787	8,100	8,100	10,856	8,100	8,100	10,961	2,861
	平等割額 (円)	9,800	8,777	8,800	8,800	8,754	8,800	8,800	8,945	8,800	8,800	10,864	8,800	8,800	10,835	2,035
介護納付金分	所得割率 (%)	3.40%	2.00%	2.60%	2.60%	2.52%	2.60%	2.60%	2.21%	2.60%	2.60%	2.40%	2.60%	2.60%	2.27%	-0.33%
	資産割率 (%)															
	均等割額 (円)	16,200	9,093	9,100	9,100	9,604	9,100	9,100	9,989	9,100	9,100	10,887	9,100	9,100	10,432	1,332
	平等割額 (円)		6,675	6,700	6,700	7,020	6,700	6,700	7,791	6,700	6,700	8,367	6,700	6,700	8,063	1,363

①平成30年度に県から示される標準保険料率を参考に税率改正

②平成29年度までは4方式で算定を行っていたが、資産割を廃止し3方式に賦課方式を改正

③平成30年度から令和7年度まで税率据え置き

国民健康保険税税率改定に関する収支判定資料（令和6年度：決算）

(単位：千円)

		決 算	備 考	
前年度の余剰金		F	20,181	
令和6年度	歳出	A+B+E	12,942,405	
		国民健康保険事業費納付金 A	3,244,717	
		保健事業費ほか B	459,384	
		保険給付費(その他給付費、審査支払手数料除く) E	9,238,304 E=E'	
		C+D+E'	12,940,587	
	歳入	国民健康保険税 C	1,890,255	
		公費等 D	1,767,642	
		保険給付費等交付金 (普通交付金) E'	9,282,690 E=E'	
		単年度収支(歳入-歳出)	△ 1,818 (C+D+E')-(A+B+E)	
		超過交付額(翌年度精算)	70,032	
前年度超過交付精算額		21,468		
単年度収支(精算額加味)		△ 50,382	単年度収支-超過交付額 +前年度超過交付精算額	

令和6年度国民健康保険特別会計 決算 (単位:円)

資料2-2

歳 入			区 分	決 算	備 考
科 目					
1 一般 国民健保税	現年	医療給付費 支援分 介護納付金		1,163,210,266 462,049,354 159,839,061	
	繰越	医療給付費 支援分 介護納付金		68,404,568 24,313,203 11,375,738	
		小計		1,889,192,190	
退職	現年	医療給付費 支援分 介護納付金		0 0 0	
	繰越	医療給付費 支援分 介護納付金		734,853 165,155 162,793	
		小計		1,062,801	
		計		1,890,254,991	
2 使用料及び手数料	納稅証明手数料 督促手数料		D	439,960 439,960	
3 県支出国金	県補助金 保険給付費 等交付金	普通交付金 特別交付金 保険者努力支援分 特別調整交付金分 県繰入金 特定健康診査等負担金 保健事業費補助金	E'	9,282,690,000	
		計		64,497,000 115,907,000 74,470,000 41,476,000 534,000 9,579,574,000	
4 財産収入	利子及び配当金	国民健康保険給付費等準備基金運用收入等 国民健康保険出資費支払資金貸付基金預金利子	D	6,628,071 0	
5 一般会計 緑入金	保険基盤安定繰入金 保険基盤安定繰入金保険者支援分 未就学児均等割額減分 職員給与費等繰入金 出産育児一時金等繰入金 財政安定化支援事業繰入金 療給等国県負担額分繰入金 産前産後保険税繰入金 小計 基金繰入金	国民健康保険給付費等準備基金繰入金	D	498,096,260 233,864,282 4,857,633 252,671,886 21,370,561 222,962,000 75,602,000 763,903 1,310,188,525 110,000,000 1,420,188,525	財源調整額
6 繰越金		F		20,181,287	
7 諸収入		D		42,334,729	
13 国庫支出金	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	D		1,167,000	
	歳 入 合 計			0 12,960,768,563	

	前年度末	当年度積立金	取崩額	計
国保保険給付費等準備基金残高(円)	902,049,862	6,628,071	110,000,000	798,677,933

歳 出			区 分	決 算	備 考
科 目					
1 総務費	総務管理費 徴税費 運営協議会費		B	239,132,739 0 14,308,555 167,715 253,609,009 7,832,669,914 65,655,784 7,898,325,698	
2 保険料	一般療養賛助費 一般療養費 小計 退職療養賛助費 退職療養費 小計 審査支払手数料 高額療養費 一般高額療養費 退職高額療養費 一般高額介護合算療養費 退職高額介護合算療養費 小計 その他の給付 出産育児一時金 支払手数料 葬祭費 小計 移送費 一般被保険者移送費 退職被保険者移送費 小計 傷病手当金 計		E	0 0 0 0 0 0 17,524,027 1,339,250,619 0 727,369 0 1,339,977,988 32,055,841 12,600 4,950,000 37,018,441 0 0 0 0 0 9,292,846,154	
3 事業費	国民健康保険事業費納付金		A	2,234,285,642 0 765,240,378 0 245,191,113 3,244,717,133 85,125,767 3,056,850 19,541,302 107,723,919 0 0 1,253,932 5,374,139 6,628,071 15,412,212 0 7,000,000 114,000 10,189,466 962,000 2,925,000 278,000 36,880,678 0 0	
4 保健事業費			B	0 12,942,404,964	
5 基金積立金				0 18,363,599	
6 諸支出金				0 0	
7 予備費				0 0	

資料 3-1

飯塚市国民健康保険の運営状況（令和 6 年度及び 7 年度）、運営の見通し（令和 8 年度及び 9 年度）及び今後のスケジュールについて

○令和 6 年度及び令和 7 年度の収支について（別紙資料 3-2）

飯塚市国民健康保険特別会計の令和 6 年度単年度収支決算においては、5,038 万 2 千円の赤字であった。

令和 7 年度単年度決算見込においても、1 億 8,032 万 8 千円の赤字の見込みとなり、2 年間では 2 億 3,071 万円の赤字を見込むこととなった。

なお、令和 5 年度に令和 6 年度以降の国民健康保険税率を設定する際の試算では、2 年間で 2 億 6,921 万円の赤字見込であった。

特別会計の収支状況が試算より良かった要因としては、歳出予算における保険給付費が予測ほど伸びなかつたこと（令和 6 年度）や事業費納付金が見込みよりも少なかつたこと（令和 7 年度）などが挙げられる。

この赤字 2 億 3,071 万円については、前年度からの繰越金と基金からの繰入金で賄うこととする。

○令和 8 年度及び令和 9 年度国民健康保険事業費納付金の試算について

（別紙資料 3-4、3-5）

福岡県からの令和 8 年度国民健康保険事業費納付金の額及び標準保険料率（仮算定）の仮算定通知が令和 7 年 11 月 27 日に届き、それに基づき、今回、令和 3 年度から令和 7 年度の前年度比平均を乗じて令和 9 年度の見込みを推計し、当該年度の納付金の試算を行った。

令和 8・9 年度国民健康保険事業費納付金

	令和 8 年度 (仮算定)	令和 9 年度 (試算)
納付金の試算額	3,174,534,168 円	3,238,342,305 円

○令和 8 年度及び令和 9 年度の収支見込みについて（別紙資料 3-3）

2 年間の収支見込みについては、試算した納付金の額及び世帯数の増減や被保険者数の増減を勘案した上で、令和 7 年度の現行税率を用いて試算を行った国民健康保険税額を用いて収支見込を立てた。

試算によると、令和 8 年度及び 9 年度の 2 年間を通じた収支は 3 億 993 万 5 千円の赤字の見込みとなり、前年度からの赤字 2 億 1,052 万 9 千円と合わせた結果、5 億 2,046 万 4 千円の赤字の見込みとなる。

会計収支において、赤字にはなったものの、令和 6 年度末の国民健康保険給付費等準備基金残高 7 億 9,867 万 8 千円で賄える額であるため、法定外繰入や繰上げ充用といった措置は必要ないものと考えられる。

○赤字解消のための保険税の試算について（別紙資料 3-6）

資料 3-3 の収支見込みにおいて、令和 8 年度は 8,261 万円、令和 9 年度は 2 億 2,732 万 5 千円の赤字を見込んでいる。本来、特別会計の収支上、財源不足が生じる際は、国民健康保険税収入等による歳入の増額を図り、財源の不足を補うことで歳入、歳出の均衡を保つ必要があることから、参考に、それぞれの年度の赤字を解消するために、1 人当たり保険税及び 1 世帯当たり保険税をどの程度増額する必要があるのかを試算した。歳入の増額を図る際には、保険加入者への負担増を最小限に留めることも併せて検討する必要がある。

資料3-2

国民健康保険税税率改定に関する収支見込み資料（令和6年度：決算 令和7年度：決算見込）

(単位：千円)

		税率改定時試算 (R5年度 第3回)	決 算	備考
前年度の余剰金		61,688	20,181	⑧
令和6年度	歳出	13,297,053	12,942,405	
		3,244,719	3,244,717	税率改定時試算-決算額=2千円(本算定後)
		523,061	459,384	前年度超過交付精算額21,468千円を含む
		9,529,273	9,238,304	
	歳入	13,195,733	12,940,587	
		1,917,612	1,890,255	税率改定時試算-決算額=27,357千円
		1,779,109	1,767,642	
		9,499,012	9,282,690	超過交付金70,032千円を含む
	単年度収支(歳入-歳出)	▲ 101,320	▲ 1,818	①
	超過交付額(翌年度精算)		70,032	②
	前年度超過交付精算額		21,468	③
	単年度収支(精算額加味)	▲ 101,320	▲ 50,382	④=①-②+③ 税率改定時試算-決算額=△50,938千円
令和7年度	歳出	13,050,477	13,222,163	
		3,349,198	3,166,659	税率改定時試算-決算見込額=182,539千円
		508,182	586,463	
		9,193,097	9,469,041	
	歳入	12,882,587	13,041,835	
		1,923,672	1,921,342	税率改定時試算-決算見込額=2,330千円
		1,765,818	1,673,058	基金繰入金を除く
		9,193,097	9,447,435	
	単年度収支(歳出-歳入)	▲ 167,890	▲ 180,328	⑤
	単年度収支	▲ 167,890	▲ 180,328	⑥ 税率改定時試算-決算額=12,438千円
2年間の決算見込み(決算剰余金)計		▲ 269,210	▲ 230,710	⑦=④+⑥ 税率改定時試算-決算見込額=△38,500千円
前2年間の剰余金を加味		▲ 207,522	▲ 210,529	⑨=⑦+⑧ 税率改定時試算-決算見込額=3,007千円

資料3-3

国民健康保険税税率改定に関する収支見込み資料(令和8・9年度:収支見込)

(単位:千円)

		現行税率	備考	
令和6年度・令和7年度の余剰金		▲ 210,529	①	
令和8年度	歳出	12,750,057		
		3,174,535	仮算定額	
		515,461		
		9,060,061	被保険者数の減数等を勘案したうえで推計。	
	歳入	12,667,447		
		1,901,117	被保険者数の増減等を勘案したうえで推計。	
		1,706,269		
		9,060,061		
		▲ 82,610		
		▲ 82,610	②	
令和9年度	歳出	12,422,188		
		3,238,343	令和8年度見込3,174,534,168円×伸び率1.0201	
		514,543		
		8,669,302	被保険者数の減数等を勘案したうえで推計。	
	歳入	12,194,863		
		1,849,031	被保険者数の増減等を勘案したうえで推計。	
		1,676,530		
		8,669,302		
		▲ 227,325		
		▲ 227,325	③	
2年間の決算見込み(決算剰余金)計		▲ 309,935	②+③	
前2年間の剰余金を加味		▲ 520,464	④=①+②+③	
令和6年度末基金残高		798,678	⑤	
令和9年度末基金残高見込み		278,214	⑥=④+⑤	

国民健康保険事業費納付金(推計)

一人当たり医療費の推計

※7年度以降については推計。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
一人当たり医療費(円/人)	374,806	392,454	398,021	401,691	399,468	419,171	431,576	460,643	458,063	495,095	495,095	495,095
前年比		1.0471	1.0142	1.0092	0.9945	1.0493	1.0296	1.0674	0.9944	1.0808	1.0000	1.0000

令和2年度については、コロナの影響による受診控えの影響あり

令和8年度以降については、令和7年度と同程度と見込み推計。

納付金の推計

※8年度以降については推計。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
納付金(円)			3,281,322,824	3,463,156,302	3,479,643,570	3,339,608,970	3,354,813,900	3,350,190,828	3,244,717,133	3,166,659,000	3,174,534,168	3,238,342,305
一人当たり納付金(円/人)			117,086	126,393	128,718	124,981	130,178	136,314	139,049	141,958	148,878	158,875
前年比				1.0795	1.0184	0.9710	1.0416	1.0471	1.0201	1.0209	1.0487	1.0201

令和8年度については仮算定額、令和9年度については、令和8年度予定額に令和3年度～令和7年度前年度比平均を乗じて推計

被保険者数及び世帯数の推計、国民健康保険税の推移

被保険者数の推計(3月～2月ベース)

※7年度以降については推計。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
被保険者数の推計(人)	30,453	28,908	28,025	27,400	27,033	26,721	25,771	24,577	23,335	22,307	21,323	20,383
前年度比		0.9493	0.9695	0.9777	0.9866	0.9885	0.9644	0.9537	0.9495	0.9559	0.9559	0.9559

世帯数の推計(3月～2月ベース)

※7年度以降については推計。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
世帯数の推計(世帯)	18,848	18,194	17,819	17,653	17,596	17,588	17,157	16,611	16,020	15,492	14,981	14,487
前年度比		0.9653	0.9794	0.9907	0.9968	0.9995	0.9755	0.9682	0.9644	0.9670	0.9670	0.9670

国民健康保険税率の推移

		平成29年度	標準保険料率 (平成30年度)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
基礎課税分	所得割率(%)	8.8%	5.97%	6.8%	6.8%	6.8%	6.8%	6.8%	6.8%	6.8%	6.8%	6.8%	6.8%
	資産割率(%)	6.0%											
	均等割額(円)	23,200	20,960	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000
	平等割額(円)	28,500	22,950	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000
後期高齢者支援金分	所得割率(%)	3.10%	2.29%	2.80%	2.80%	2.80%	2.80%	2.80%	2.80%	2.80%	2.80%	2.80%	2.80%
	資産割率(%)	4.00%											
	均等割額(円)	7,800	8,016	8,100	8,100	8,100	8,100	8,100	8,100	8,100	8,100	8,100	8,100
	平等割額(円)	9,800	8,777	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800
介護納付金分	所得割率(%)	3.40%	2.00%	2.60%	2.60%	2.60%	2.60%	2.60%	2.60%	2.60%	2.60%	2.60%	2.60%
	資産割率(%)												
	均等割額(円)	16,200	9,093	9,100	9,100	9,100	9,100	9,100	9,100	9,100	9,100	9,100	9,100
	平等割額(円)		6,675	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700

令和8年度以降については、令和7年度と同じ税率で推計

資料3-6

赤字解消のための保険税の試算

1人当たり保険税

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
1人当たり保険税(円/人)	80,267	81,581	70,144	72,132	72,896	73,064	76,927	74,392	76,499	81,669	85,319	86,698
前年度比		1.0164	0.8598	1.0283	1.0106	1.0023	1.0529	0.9670	1.0283	1.0676	1.0447	1.0162

1世帯当たり保険税

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
1世帯当たり保険税(円/世帯)	129,688	129,623	110,319	111,958	111,991	111,004	115,550	110,067	111,429	117,595	121,437	121,983
前年度比		0.9995	0.8511	1.0149	1.0003	0.9912	1.0410	0.9525	1.0124	1.0553	1.0327	1.0045

赤字解消保険税の算出方法

資料3-3の令和8年度赤字額を被保険者と世帯数で割って算出

令和8年度赤字額	被保険者数	保険税
82,610,000	÷	21,323
	=	3,874

令和8年度赤字額	世帯数	保険税
82,610,000	÷	14,981
	=	5,514

資料3-3の令和9年度赤字額を被保険者と世帯数で割って算出

令和9年度赤字額	被保険者数	保険税
227,325,000	÷	20,383
	=	11,153

令和9年度赤字額	世帯数	保険税
227,325,000	÷	14,487
	=	15,692

見込み保険税からの増額

	令和8年度	令和9年度
1人当たり保険税(円)	3,874	11,153
1世帯当たり保険税(円)	5,514	15,692

赤字解消保険税

	令和8年度	令和9年度
1人当たり保険税(円)	89,193	97,851
1世帯当たり保険税(円)	126,951	137,675

令和7年度スケジュール(案)について

	4月から6月	7月から9月	10月から12月	1月から3月
福岡県			令和8年度事業費納付金算定 ・仮算定（11月27日）	標準保険料率の提示 ・本算定（1月上旬）
飯塚市	福岡県国保運営方針に基づく国保運営の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・国保税当初課税 ・保険証更新 (期間：8/1～7/31) ・令和7年度補正予算 ・令和8年度当初予算 編成 ・国保税率の改正 (必要に応じ) 			
飯塚市国民健康保険事業の運営に関する協議会		第1回協議会 ・令和6年度決算、 令和7年度予算 について ・特定健診等について	第2回協議会(12/4) ・国保税率の改正 について	第3回協議会(1/22) ・国保税率の改正 について（納付金本 算定額通知後） ・特定健診等について

子ども子育て支援制度導入に伴う進捗について

【第1回運営協議会からの経過】

- ・社会保険診療報酬支払基金への資料として作成された「地域保険等保険者子ども・子育て支援金納付金額の参考値」を基に、県から市町村に納付金・標準保険料率の推計値が10月1日に提供。
- ・福岡県より仮算定の数値が11月27日に示された。（子ども子育て支援金分についても提示）
- ・飯塚市が福岡県へ納付する子ども子育て支援金に係る納付金（仮算定）は58,506,093円。
- ・飯塚市保険税の「子ども子育て支援金分」見込みについて、規模感を確認して頂くため、仮算定の標準保険料率により、下記世帯モデルを示し試算をした。

[県から示された標準保険料率]

飯塚市標準保険料率（推計値）		
所得割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
0.24	969	917

均等割額 923円

18歳以上均等割額 46円

[飯塚市国民健康保険の本市状況]

一般被保険者数 (人)	18歳以上の被保 険者数（人）	18歳未満の被保 険者数（人）	世帯数 (世帯)
21,514	19,355	2,159	14,228

世帯モデル試算

①大人単身世帯	④世帯所得なし	[前提条件]
②夫婦2人世帯（18歳以上2人）	⑤世帯所得 1,000,000 円	・所得は給与所得とする。
③子育て4人世帯（18歳未満2人、18歳以上2人）	⑥世帯所得 2,000,000 円	・2人以上の世帯の場合、
	⑦世帯所得 6,000,000 円	1人の所得とする。

世帯モデル	世帯所得	課税標準額	所得割⑧	均等割⑨	平等割⑩	軽減判定	(軽減) 均等割⑪	(軽減) 平等割⑫	賦課額 (f)	課税額
①18歳を超える 単身世帯	⑧所得無し	0	0	969	917	7割軽減	678	641	567	500
	⑨1,000,000	570,000	1,368	969	917	軽減なし			3,254	3,200
	⑩2,000,000	1,570,000	3,768	969	917	軽減なし	0	0	5,654	5,600
	⑪6,000,000	5,570,000	13,368	969	917	軽減なし	0	0	15,254	15,200
②夫婦2人世帯 (18歳以上2人)	⑧所得無し	0	0	1,938	917	7割軽減	1,356	641	858	800
	⑨1,000,000	570,000	1,368	1,938	917	5割軽減	969	458	2,796	2,700
	⑩2,000,000	1,570,000	3,768	1,938	917	軽減なし	0	0	6,623	6,600
	⑪6,000,000	5,570,000	13,368	1,938	917	軽減なし	0	0	16,223	16,200
③子育て4人世帯 (18歳未満2人、18歳以 上2人)	⑧所得無し	0	0	1,938	917	7割軽減	1,356	641	858	800
	⑨1,000,000	570,000	1,368	1,938	917	5割軽減	969	458	2,796	2,700
	⑩2,000,000	1,570,000	3,768	1,938	917	2割軽減	387	183	6,053	6,000
	⑪6,000,000	5,570,000	13,368	1,938	917	軽減なし	0	0	16,223	16,200

※18歳以下の子どもは

均等割が10割減免となる

(f) = ⑧ + ⑨ + ⑩ - ⑪ - ⑫

課税額は100円単位切捨て